

遺産分割事件の取扱について（死亡退職金の取扱）

昭和32年7月3日家庭局長電報回答

(照会)

当庁小樽支部より別紙のとおり照会がありましたので至急何分の御回答をお願いいたします。

(別紙)

昭和三十二年六月二十一日

札幌家庭裁判所小樽支部長 梶田幸治

札幌家庭裁判所長 中兼謙吉 殿

遺産分割事件の取扱について

左記事項について取扱上疑義がありますので至急何分の御回答をお願いします。

記

一 小学校教員であつた夫死亡による退職手当金が妻名義で交付された場合家事審判法による遺産分割の審判（もしくは調停）に関する関係においては右退職手当金は夫の遺産と解し遺産分割の対象とすべきであるか、それとも妻の特有財産と認むべきであるか。

(回答)

本年六月二十七日付貴庁総第二七六号をもつて御照会の件については夫の遺産には含まれないと解します。